

生物多様性国家戦略の策定に係る検討の進め方について（案）

1. 国家戦略策定の趣旨

これまで、生物多様性条約第 6 条の規定により、生物多様性国家戦略を策定してきた。

（参考）生物多様性条約（抜粋）

第 6 条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。

(b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

現行の国家戦略（第三次生物多様性国家戦略（以下「第三次国家戦略」という。））は、様々な形で国民の意見を聴き、中央環境審議会における議論を重ねたうえで平成 19 年 11 月に閣議決定したもの。

その後、平成 20 年 5 月に生物多様性基本法が制定され、第 11 条に生物多様性国家戦略の策定が国の義務として規定された。

（参考）生物多様性基本法

（生物多様性国家戦略の策定等）

第 11 条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならない。

- 2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針
 - 二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
 - 三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければ

ならない。

- 4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

同法では、

- ①環境基本計画と生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関して、国家戦略を基本とすること（第12条）
- ②都道府県、市町村は生物多様性国家戦略を基本として地域戦略を定めるよう努めなければならないこと（第13条）

を規定している。

（参考）生物多様性基本法

（生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係）

第12条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画（次項において単に「環境基本計画」という。）を基本として策定するものとする。

- 2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

（生物多様性地域戦略の策定等）

第13条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
 - 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
 - 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。
- 4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

現時点で法に定める国家戦略は無い状態のため、同法に基づく国家戦略を早期に策定する必要がある。

現行の国家戦略では、法が定める各事項を既に記載しているが、策定後に、生物多様性基本法の制定のほか、C O P 10 の名古屋開催決定、G 8 環境大臣会合の開催など、生物多様性に関する国内外における大きな動きがあった。

こうした点を踏まえ、現行の国家戦略をベースとして、C O P 10 における成果を視野に必要な事項を盛り込むとともに、現行の国家戦略策定後の施策の進捗や変化に係る検討を行い、内容を充実させる方向で、同法に基づく国家戦略を策定するものとする。

2. 国家戦略策定の基本方針

生物多様性基本法に基づく新たな国家戦略の策定（法定化）にあたっては、

- ① C O P 10 で目指す成果を視野に、政府として取り組む事項を追加するとともに、現行の第三次国家戦略策定後の施策の進捗や状況の変化を反映する。
- ② 原則として、第三次国家戦略の構成・計画期間等の基本的骨格は維持する。
- ③ 法定化作業は第三次国家戦略のレビュー（点検）を行いつつ実施する。
- ④ 新しく定める国家戦略は、C O P 10 終了後に、C O P 10 の成果も踏まえて改定作業に着手する。

3. 新たな国家戦略に盛り込む主な事項の例

基本方針を踏まえ、今回策定する新たな生物多様性国家戦略においては、下記の事項を中心に現行の第三次生物多様性国家戦略の内容の充実を図る。

具体的な記載事項、記載方法については、今後実施する第三次国家戦略の実施状況の点検結果や関係者ヒアリングの結果を踏まえ、生物多様性国家戦略小委員会において案の検討を行う。

- ・ 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の成功
- ・ ポスト 2 0 1 0 年目標設定への貢献
- ・ 生物多様性における経済的視点の導入
- ・ 科学的基盤及び科学と政策のインターフェース（接点）の強化
- ・ S A T O Y A M A イニシアティブの推進
- ・ 生物多様性の社会における「主流化」
- ・ 第三次国家戦略策定後の変化を踏まえた施策の推進

4. スケジュール(案)

7月9日

自然環境・野生生物合同部会（第1回）

- ・ 国家戦略見直しに係る諮問
- ・ 生物多様性国家戦略小委員会の設置
- ・ 検討の進め方

7月28日

生物多様性国家戦略小委員会（第1回）

- ・ 第三次生物多様性国家戦略の点検結果報告
- ・ 関係省庁からの説明

8月26日

生物多様性国家戦略小委員会（第2回）

- ・ 関係団体からのヒアリング
- ・ 骨子検討

9～10月

生物多様性国家戦略小委員会（第3回～第4回）

- ・ 素案検討
- ・ 案検討

10月～11月

パブリックコメントの募集

11月頃

自然環境・野生生物合同部会（第2回）

- ・ 案文検討

12月頃

自然環境・野生生物合同部会（第3回）

- ・ 答申

12月

閣議決定